

府政共生第520号
26文科初第370号
雇児発0618第2号
平成26年6月18日

各 都 道 府 県 知 事
各 都 道 府 県 教 育 委 員 会
各 指 定 都 市 ・ 中 核 市 市 長 殿
各 指 定 都 市 ・ 中 核 市 教 育 委 員 会
附 属 幼 稚 園 を 置 く 各 国 立 大 学 法 人 の 長

内閣府政策統括官（共生社会政策担当）

武川光夫

(印影印刷)

文部科学省初等中等教育局長

前川喜平

(印影印刷)

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長

石井淳子

(印影印刷)

子ども・子育て支援法施行令の公布について（通知）

このたび、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）の規定等に基づき、子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号）を制定し、公布いたしました。条文等の関係資料は、内閣府の子ども・子育て支援新制度ホームページに掲載しておりますので、御参照ください。

子ども・子育て支援法施行令の内容は下記のとおりですので、各都道府県知事、各都道府県教育委員会及び各指定都市・中核市市長におかれては、十分御了知の上、貴管内の関係者に対して遅滞なく周知し、その運用に遺漏のないよう配意願います。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言であることを申し添えます。

記

1. 保育の必要性の認定について（第1条関係）

法第20条第3項（法第23条第3項及び第5項において準用する場合を含む。）の認定は、小学校就学前子どもの法第19条第1項第2号の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難である状況に応じて行うこととしたこと。

2. 支給認定の変更の認定について（第2条関係）

支給認定の変更の認定について技術的読替えを定めることとしたこと。

3. 支給認定の取消事由について（第3条関係）

法第24条第1項第3号の政令で定めるときは、当該支給認定保護者が、正当な理由なしに、法第13条第1項の規定による報告若しくは物件の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をし、又は同項の規定による当該職員の質問に対して、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたとき及び当該支給認定保護者が法第20条第1項又は第23条第1項の規定による申請に関し虚偽の申請をしたときとしたこと。

4. 特例施設型給付費の支給等について（第4条から第6条まで関係）

特例施設型給付費の支給、特例地域型保育給付費の支給、特定教育・保育施設の確認の変更について技術的読替えを定めることとしたこと。

5. 特定教育・保育施設の確認の取消事由等（第7条関係）

違反した場合に特定教育・保育施設の確認の取消事由等となる法律として、学校教育法（昭和22年法律第26号）、児童福祉法（昭和22年法律第164号）、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）、私立学校法（昭和24年法律第270号）、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）、生活保護法（昭和25年法律第144号）、社会福祉法（昭和26年法律第45号）、学校保健

安全法（昭和33年法律第56号）、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）、母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）、私立学校振興助成法（昭和50年法律第61号）、社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）、介護保険法（平成9年法律第123号）、児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律（平成11年法律第52号）、児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）、発達障害者支援法（平成16年法律第167号）、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律第79号）としたこと。

6. 法第40条第2項の同条第1項の規定により法第27条第1項の確認を取り消された教育・保育施設の設置者から除く者等について

(1) 法第40条第2項の同条第1項の規定により法第27条第1項の確認を取り消された教育・保育施設の設置者から除く者について（第8条第1項関係）

当該確認の取消しの処分理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該教育・保育施設の設置者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該教育・保育施設の設置者が有していた責任の程度を考慮して、法第40条第2項の規定を適用しないこととすることが相当であると認められる者として内閣府令で定める者に該当する者としたこと。

(2) 法第40条第2項の同条第1項の規定により法第27条第1項の確認を取り消された教育・保育施設の設置者（(1)に規定する者を除く。）に準ずる者及び法第40条第2項の政令で定める日について（第8条第2項関係）

その者と内閣府令で定める密接な関係を有する法人が、法第40条第1項の規定により法第27条第1項の確認を取り消された教育・保育施設の設置者（(1)に規定する者を除く。）である者等とし、法第40条第2項の政令で定める日は、当該確認の取消しの日等としたこと。

7. 特定地域型保育事業者の確認の変更について（第9条関係）

特定地域型保育事業者の確認の変更について技術的読替えを定めることとしたこと。

8. 特定地域型保育事業者の確認の取消事由等

(1) 違反した場合に特定地域型保育事業者の確認の取消事由等となる法律について（第10条第1項関係）

5.（第7条）に掲げる法律から学校教育法、教育職員免許法、私立学校法、学校保健安全法、私立学校振興助成法を除く法律としたこと。

(2) 不正等をした場合に特定地域型保育事業者の確認の取消事由等となる使用人について（第10条第2項関係）

法第52条第1項第10号に規定する事業所を管理する者としたこと。

9. 法第52条第2項の同条第1項の規定により法第29条第1項の確認を取り消された地域型保育事業を行う者から除く者等について

(1) 法第52条第2項の同条第1項の規定により法第29条第1項の確認を取り消された地域型保育事業を行う者から除く者について（第11条第1項関係）

当該確認の取消しの処分理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該地域型保育事業を行う者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該地域型保育事業を行う者が有していた責任の程度を考慮して、法第52条第2項の規定を適用しないこととすることが相当であると認められる者として内閣府令で定める者に該当する者としたこと。

(2) 法第52条第2項の同条第1項の規定により法第29条第1項の確認を取り消された地域型保育事業を行う者（(1)に規定する者を除く。）に準ずる者及び法第52条第2項の政令で定める日について（第11条第2項関係）

法第52条第1項の規定により法第29条第1項の確認を取り消された地域型保育事業を行う者（(1)に規定する者を除く。）において、当該確認の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日前60日以内に、当該地域型保育事業を行う者（法人である場合に限る。）の役員等であった者等とし、法第52条第2項の政令で定める日は、当該確認の取消しの日等としたこと。

10. 教育・保育情報の報告について（第12条関係）

法第58条第1項の規定による報告は、特定教育・保育提供者が教育・保育を提供する施設又は事業所の所在地の都道府県知事が定めるところにより行うものとしたこと。

11. 施行期日（附則第1条関係）

法の施行の日から施行することとしたこと。

1 2. 経過措置に関する事項

- (1) この政令の施行の日から起算して1年を超えない期間内において、次の規定に規定する市町村（特別区を含む。以下同じ。）の条例が制定施行されるまでの間は、それぞれ次に規定する内閣府令で定める基準は、当該市町村の条例で定める基準とみなすこととしたこと。（附則第2条関係）
 - 一 法第34条第2項 同条第3項
 - 二 法第46条第2項 同条第3項
- (2) 法附則第6条第1項の場合における法及び国有財産特別措置法の規定の適用等についての技術的読替え等の必要な規定を定めることとしたこと。（附則第3条から第6条まで関係）
- (3) ア 法第31条第1項の規定により、法第27条第1項の確認は、法人の設置する教育・保育施設に限られているところ、法人以外の者の設置する以下に該当する教育・保育施設についても、当分の間、確認の申請を行えるようにする等の経過措置を定めること。（附則第7条関係）
 - ① 法附則第7条の規定により施行日に法第27条第1項の確認があったものとみなされた法附則第7条に規定する認定こども園（その設置者が、法第36条の規定により同項の確認を辞退したもの及び法第40条第1項の規定により法第27条第1項の確認を取り消されたものを除く。）の設置者が、施行日以後に、内閣府令で定めるところにより、当該認定こども園の認定こども園法第3条第1項又は第3項の認定を辞退し、学校教育法第4条第1項の認可を受けて設置する幼稚園又は児童福祉法第35条第4項の認可を受けて設置する保育所（みなし確認を受けた地方裁量型認定こども園が認定を辞退し、幼稚園又は保育所の認可を受けるケース）
 - ② 法附則第7条の規定により施行日に法第27条第1項の確認があったものとみなされた法附則第7条に規定する幼稚園（その設置者が、法第36条の規定により同項の確認を辞退したもの及び法第40条第1項の規定により法第27条第1項の確認を取り消されたものを除く。）であって、その設置者が、施行日以後に、認定こども園法第3条第1項又は第3項の認定を受けるもの（みなし確認を受けた幼稚園が幼稚園型認定こども園に移行するケース）

- ③ 法附則第7条の規定により施行日に法第27条第1項の確認があったものとみなされた法附則第7条に規定する保育所（その設置者が、法第36条の規定により同項の確認を辞退したもの及び法第40条第1項の規定により法第27条第1項の確認を取り消されたものを除く。）であって、その設置者が、施行日以後に、認定こども園法第3条第1項の認定を受けるもの（みなし確認を受けた保育所が保育所型認定こども園に移行するケース）
- ④ 幼稚園（幼稚園型認定こども園を構成する幼稚園を含み、その設置者が、法第36条の規定により同項の確認を辞退したもの及び法第40条第1項の規定により法第27条第1項の確認を取り消されたものを除く。）の設置者が、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成24年法律第66号）附則第4条第1項の規定により当該幼稚園を廃止して設置する幼保連携型認定こども園（みなし確認の有無に関わらず、幼稚園が幼保連携型認定こども園に移行するケース）

イ 施行日においてみなし確認を受けた個人立特定教育・保育施設についても、法第40条第1項に基づく確認の取り消し等の対象となるよう、第3項において技術的読替えを定めている。

※ なお、みなし確認を受けた個人立特定教育・保育施設については、設置者の死亡等により設置者が変更された場合であっても、確認の変更等の手続は不要であり、確認の地位は承継されることとなる。ただし、法第35条第1項の届出や、学校教育法、児童福祉法及び認定こども園法による各種手続は必要であるので留意すること。

[参考] 内閣府 子ども・子育て支援新制度ホームページ

<http://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/law/index.html>

(添付資料)：施行令の条文（官報掲載版）

本件担当： 内閣府子ども・子育て支援新制度施行準備室 TEL：03-5253-2111（代表）内線 45957 FAX：03-3581-2521
